

# 改正 V A T 法の概要

2016.02.16 弁護士 岡 英男

# 概要

- 2016.1.1から施行
- 電子情報処理の導入
- 還付制度

# ポイント

## ● 課税徴収者

売上高が5,000万MNT以上になる事業者に登録義務  
任意登録制度もあり

課税徴収者は商品、事業、サービスに対して確定したVATを次月の10日までに指定口座へ振り込み、規定様式に基づいてVAT申告書を作成し、所轄の税務署へ提出する。

# ポイント

## ● 課税される物品・サービス

新規追加が複数ある

# ポイント

## ● 税率

変化なし。10%

# ポイント

## ● 減税と還付

納税者は、当該年度に支払った付加価値税の20%までの還付を受けることができる。還付される租税は、国家予算に納入される租税の30%を超えてはならない

領収書を統一システムに登録することによって、還付を受けることができる

# ポイント

## ● 領収書

課税徴収者は、統一システムに登録し、領収書を交付する義務を負う

領収書は特定のスタンダードを満たしたレジ、印刷機を使用  
義務違反には罰金

# まとめ

- 納税者による監視強化
- 電子処理による監視強化
- 対象物品・サービスの拡大
- 納税者の条件引き上げ